令和８年第２回定例会（第２号）

令和８年６月１８日（木曜日）午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木　下　　敏	副議長	１３番	川　村　主　税
	１番	澤　出　明　宏		２番	神　崎　和　枝
	３番	江　口　勝　幸		４番	タ　ケ　聡　美
	５番	川　上　弘　一		６番	楢　山　明　央
	７番	田　村　敏　郎		８番	稲　垣　明　美
	９番	中　川　友　規		１０番	平　松　俊　一
	１１番	上　野　武　彦		１２番	池　田　誠　悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　　長	杉　原　　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

統括監（行財政改革担当）兼財政課長	青　山　栄久雄	統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長	川　島　篤　実
総　務　課　長	中　村　雄　司	情報防災課長	村　上　宏　樹
政策推進課長	笠　原　泰　之	税　務　課　長	池　田　　晃
会　計　課　長	佐々木　宏　美	住　民　課　長	福　川　晃　也
環境生活課長	村　山　徳　収	福　祉　課　長	谷　口　真　樹
子育て支援課長	川　崎　惠　子	健康推進課長	竹　内　圭　介
商工労働観光課長	岩　上　　剛	農林水産課長	松　本　博　和
土　木　課　長	坂　田　純　一	上下水道課長	庭　田　昌　輝

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教　育　長	侶　楼　　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育監兼教育総務課長	磯　場　嘉　和	学校教育課長	柴　田　　憲
生涯教育課長	花　巻　　亘	スポーツ振興課長	髙　橋　雅　貴
学校給食センター長	福　永　崇　弘		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事　務　局　長　松　本　博　和

○本会議の書記

事　務　局　長　広　部　美　幸　　書　　記　山　本　翔　大

書　　記　伊　東　宏　樹

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

３番　江　口　勝　幸　　４番　タ　ケ　聡　美

午前１０時００分　開議

開　　議　　宣　　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和８年第２回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

３番　江　口　勝　幸　議員

４番　タ　ケ　聡　美　議員

以上、２議員を指名いたします。

日程第２

一般質問

○議長（木下　敏）　日程第２　一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

令和８年度施政方針について。

町長は、施政方針の冒頭で、「町を良くしたい」という皆様の切実な願いとして真摯に受け止め…」、「これからの任期は、これまでの４年間の経験と実績を礎とし、七飯町の輝かしい未来を切り開くための重要な期間です」、さらに「１０年、２０年後の子どもたちがこの町の景色を見て…」云々とうたい、総花的なものになっておりますが、次の点についてどのように進めていくのか伺います。

１、高齢者の健康づくりについて。

２、企業等の誘致について。

３、公営住宅の現状と対策について。

○議長（木下　敏）　健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介）　私からは、１点目についてお答えいたします。

高齢者の健康づくりは、健康寿命を高め、高齢者がいつまでも元気に、生きがいを持って暮らし続けることができるまちづくりを進める上でとても重要なことだと考えております。

町では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでおり、保健事業では、後期高齢者基本健診や特定健診、各種がん検診の実施をはじめ、健康相談や栄養相談のほか、各種予防接種などを通じて疾病予防や重症化予防に努めております。

また、介護予防事業では、ヘルシーレシピを作成し、広報ななえを通じて普及啓発を行うとともに、老人クラブや老人大学へ出向き、健康に関する出前講座を実施するなど、健康づくりや介護予防に関する知識の普及にも取り組んでおります。

さらに、今年度につきましても、町民の健康意識の向上と運動習慣の定着を図るため、健康アプリを活用したウオークラリーの実施を予定しており、高齢者をはじめ、幅広い世代の皆様が楽しみながら健康づくりに取り組める環境づくりを進めてまいります。

今後も高齢者一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、社会とのつながりを持ちながら、生きがいのある生活を送ることができるよう、保健事業と介護予防事業を一体的に推進するとともに、健康づくりへの参加機会の充実を図りながら、健康寿命の延伸と介護予防の充実に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　それでは、当町における企業等の誘致についてお答えしてまいります。

町内では、少子高齢化と人口減少が加速する中、地方における経済基盤の維持、何よりも若者が地域に残り、安心して働き続けられる環境の確保は、当町にとっても持続可能なまちづくり施策として、最重要課題であるものと強く認識しております。

このような状況下において、私たちは昨今の社会的に厳しい現実を目の当たりにし、ただ手をこまねいているわけにはまいりませんので、当町の企業誘致の在り方を再構築し、積極的な姿勢で働く場の確保をしていかなければならないものと考えております。

そこで、今後においては、次のような取組を強化してまいります。

第１に、新函館北斗駅への近接性、函館新外環状道路の開通による函館空港へのアクセス向上に加え、今後予定されている北海道縦貫自動車道七飯インターチェンジの整備により、広域物流の拠点として交通アクセスの強みをＰＲしてまいります。

第２に、中島工業団地、峠下流通関連団地をはじめとする対象地区において、固定資産税の不均一課税や設備投資補助、そして雇用創出補助金など、これまでの支援体制に加え、進出企業にとって魅力のある補助要件の優遇措置を踏まえた条例改正を検討してまいります。

また、新規融資と並行して、現在、町内にある企業が設備更新や事業合理化に伴い、生産規模を拡大しようとする動きも期待されます。

これら既存企業の投資、雇用創出も非常に大きな効果を生むため、現在の町の支援制度、七飯町企業立地促進条例が現在の企業ニーズに十分対応できるよう補助制度の見直し、改正を視野に入れた調整を進めてまいります。

企業誘致は、単に建物が新たに建つだけではなく、当町の未来の人口と活力を呼び込むための投資であるものと認識しております。

今後の取組としましては、国、北海道や近隣自治体、民間経済団体とも連携を深め、トップセールスを含めたあらゆる手段を講じて、持続可能なまちづくりを推進するため、積極的な活動を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長（川島篤実）　それでは、３点目、公営住宅の現状と対策についてお答えします。

初めに、公営住宅の現状になりますが、現在管理している公営住宅は、政策空き家を除く６団地４０棟４３８戸で、入居率は５月末時点で８９％となっております。

ハード整備に関しては、平成２３年３月に七飯町公営住宅長寿命化計画を策定し、現行の計画は令和５年度から令和１４年度までの１０年間となっており、本計画に沿って用途廃止のほか、耐久性などの向上に資する改善としての長寿命化事業として、維持管理に係る修繕などを計画的に整備、推進しております。

用途廃止につきましては、計画終了年度の令和１４年度までに目標管理戸数を５２０戸から４４４戸に設定し、政策空き家となっている桜団地の除却を順次進めており、除却については令和９年度完了予定となっております。

長寿命化改修事業については、本年度が最終年度となる本町上台団地の屋根や外壁などの工事、そして上台団地と桜Ｂ団地の敷地内の老朽給水管の布設替工事となっております。

次に、対策になりますが、現在、全国の各自治体と同様に七飯町でも高齢世帯主や小規模世帯が多くなっております。このことから、今後、順次予定している長寿命化が必要な鳴川高台団地や大沼団地においては、高齢者や低所得者など、住宅確保が難しい人に対し、住宅セーフティネットとしての公営住宅の役割を踏まえながら、居住環境の向上に向けた整備が必要と考えております。

以上であります。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎剛）　それでは、まず１点目でございます。

施政方針の１７ページには、介護状態の抑制、健康寿命の延伸に努めるのだという、必要不可欠な文言が述べられておりまして３年になると思いますけれども、健康アプリの実施ということで、町民に対して、スポーツを通じて、あるいはウオークイベントを通じて、健康に取り組んでいただくということで、私は非常にいいことではないかなと思っております。

これは、小さい子どもから高齢者まで、町民について対応できるようなイベントというのは、私

は非常に大事ではないかなと思いますし、それからまた、高齢者の健康対策を考えれば、町だけでなくて高齢者自ら、これは老人クラブの活動でございますけれども、脳トレだとか筋トレ、ウオーキング、それから、ふれあいサロンだとか食事会を自ら実施しながら、町の支援に支えられながら実施しているということで、高齢者の皆さんは町に対して非常に感謝しているところであります。

そういう声を私はよく聞きますけれども、その中で一つ気になるのは、本町地区、大中山地区の老人クラブの方々が集まって、月２回、あかまつ公園でウオーキングをやっているのです。あかまつ公園の遊歩道、外周というのですか、１周４キロメートルぐらいあるのでしょうか。そういうところを月２回、日曜日でありますけれども、実施している中で、非常に遊歩道といいますか、砂利があって、雨が降ったりすると雨が流れて溝が掘れたりということで、老人クラブのほうから、何とか修繕というか、簡易な舗装といったものをしながら、歩きやすい遊歩道にできないのだろうかと申入れしたそうなのですけれども、なかなかそれが実現できていない。

これは、確かに町はいろいろな、高齢者あるいは小さな子どもたちに寄り添うような支援をしていますけれども、こういうところで足を滑らせて転ぶということは、全く最悪の状態だと私は思うのです。足を取られて滑ってけがしないような簡易な舗装をしっかりするなりして、自ら健康を維持したいという高齢者、あるいはそういう方々の気持ちに添えるような施設の整備をしてもらいたいと私は思うのです。

これは、先ほども申しましたように、老人クラブで申入れをしているにもかかわらず、なかなか実現できないというのは、どういう理由なのか、あるいはどういった問題があってしないのか、まずその１点をお答え願いたいと思います。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長（川島篤実）　ただいまの御質問ですけれども、老人クラブの申入れに関しては把握していなかったのですけれども、都市住宅課としては、園路については、大雨が降るたびに洗掘されたりしていますので、昨年、ある程度予算づけして、一部園路は舗装をかけております。

今言われた、今年についても植栽管理ということで委託はかけていますけれども、その範囲でならすということはしていきたいと思いますが、最終的に園路の舗装という要望に関しては、現地確認しながら、予算づけが必要であれば、整備していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　一度歩いていただきたいのです。ただ単に整備というか、溝が掘れていれば、そこを埋めるということではなくて、小石というか、がきがきした石があるものですから歩きにくいのです。そこを私は言っているのです。下ったり上ったりがあるものですから、特に下りなんかは足を取られて滑るということも重々ありますので、一度見て、５月から１１月ぐらいまでずっとやっているものですから、その間にぜひやっていただいて、早急に対策を講じていただきたいと思います。

それからもう１点、高齢者の健康にちなむのですけれども、パークゴルフ料金の問題です。パークゴルフの愛好会からも請願が出ておりまして、民生文教常任委員会でもって答えを出して、これはこれで私は構わないと思うのです。

令和８年、今年度から令和９年、１０年の３か年で料金を上げていきますということなのですけれども、例えば令和７年、昨年度までは、一つの施設を使うときには６，８２０円。二つ、本町、大中山を使う場合は９，４４０円。今年、令和８年度、１施設の場合は９，６００円、２施設が１万２，４００円。来年は、一つの施設を使うのに、本町、大中山、どちらでもいいと思うのですけれども、１万２，０００円です。２施設を使うのに１万５，２００円。令和１０年度になりますと、一つの施設で１万４，４００円、二つの施設を使うと１万８，０００円。

令和７年度ベースからいきますと、令和１０年度になれば２．１１倍です。２倍になるのです。３年で段階的にということでやりましたけれど

も、２施設になりますと１．９１倍ということで、２倍近い料金の設定になっている。

そういう中で、先ほども言いましたけれども、高齢者は自ら健康維持に努力している。パークゴルフも打つだけではなくて、１８ホールを歩いてやっているのです。いろいろな形で健康維持に、楽しみながら健康を増進させるという考え方でやっているのです。

こういう形で、議会も分かりましたとしているのですけれども、その後、イラン戦争だとか石油が止まったとか、あるいはその間いろいろありましたけれども、現在、２万品目以上が値上がりしているのです。

そういう中で私は、７０歳以上の高齢者については、令和８年度の料金を令和９年、１０年、１１年は据置きにすべきではないかと思うのです。

ほかの年代の方は、いろいろな値上げの中で、七飯町も上げざるを得ないという判断で議会も、私は支持しましたけれども、その中で特に年金受給者、７０歳以上の方々の生活を考えた場合、健康を考えた場合、もろに料金を課すのではなくて、きちっと据置き体制を取って、今後の健康維持に邁進してもらうというのも町の姿勢ではないでしょうか。

パークゴルフの条例あるいは規則にも出ています。使用料の減免に該当させられないのでしょうか。全部が全部減免せよという話ではないのです。私が言っているのは、７０歳以上の年金をもらっている方をしっかりサポートしながら、健康維持に邁進してもらいたいという町の姿勢が見えないので、そこら辺の考え方を教えてください。

○議長（木下　敏）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（髙橋雅貴）　パークゴルフ場につきましては、高齢者の健康維持に寄与する施設だと考えてございます。パークゴルフ場の使用料につきましては、昨年の第２回定例会において、近年の労務単価の上昇や資材価格の高騰に伴い、施設の維持管理費がかさむということで、受益者負担と公費負担の適切なバランスを考えた上で、使用料を算出して、値上げの条例を可決させていただいております。

現在も中東情勢や人手不足による人件費の上昇や物流価格の増加など、維持管理費が増加している状況でございます。町民の皆さんには、急激に料金が上がったということで御迷惑をおかけしておりますが、議会でも私は説明させていただきましたが、平成２０年に使用料を値上げして、１７年間実質値上げしてこなかったということで、大変申し訳なく思っております。

現在、パークゴルフ場の使用者は、実数は押さえていないのですけれども、指定管理者に確認したところ、大体９０％が７０歳以上の方でございますので、適切な維持管理費を考えた上では、現在、使用料を据置きすることは難しいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（木下　敏）　教育長。

○教育長（倍桜　司）　今のパークゴルフ場の利用の関係についての御質問で、詳細については担当課長から今お話があったとおりでございます。

去年、条例改正で使用料を値上げした部分については、議員も承知しているとおりだと思いますけれども、十何年間使用料を上げてこなかった、それは町の責任でもあるのですけれども、今のパークゴルフ場を維持するための費用から算定した場合に、応分の受益者負担の値上げが必要だということで、値上げを昨年度させていただいたということでございます。

その上で、今、議員の質問については、高齢者、７０歳以上に対しての料金据置きで、減免をということでございます。条例の中でも減免の規定がございまして、公益上だとか特別な理由がある場合は減免できるという規定があります。

去年、使用料を上げさせていただいて、今年から値上げですけれども、今の段階、まだ途中というか、今６月中旬ですから、今年の全体の収益が確定するのは今年の１２月ぐらいになると思うのですけれども、今のところ、おおむね計画どおりの収入になっているということから、来年度を見越したときには、管理上の料金設定というのは、教育委員会では、据置きというか、予定どおりと考えたいと思ってございます。

ただ、これからパークゴルフの使用料が、計画以上に収入があった場合には、そこら辺は、来年度、再来年度の料金をどうするかという議論は、

減免できる可能性はあります。

また、議員がおっしゃる高齢者施策として取り組むかどうかというのは、町長部局とも今後協議して決めていくものだと理解してございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　課長、教育長から答弁がそれぞれありましたけれども、私が言っているのは、町長に答弁をお願いするのですけれども、高齢者の健康を自らするというところに、なぜ寄り添えないかということなのです。

確かにパークゴルフの何％以上は７０歳以上というのがありましたけれども、私は、考え方でいけば、後期高齢者の医療制度、７５歳ですけれども、所得のある方は別ですけれども、７５歳以上は医療費は１割負担です。前期高齢者、７０歳からは２割負担とか、国保、普通であればそれなりの割合よりも高齢になるに従って負担割合というのは少なくなっているのです。

パークゴルフは、若い人から高齢者をひっくるめて、こういう料金設定、確かにそのとおりだということで議決したのです。

その後いろいろな、２万品目以上の値上がりとこういうものは、すぐ年金には跳ね返ってこないのです。したがって、物価スライド制とか何とかと言いますけれども、なかなか年金には跳ね返ってこない。

そういう中で、どうしようかといったときには、こういう指定管理だとか、町が単独でやっているものは町が持つ、あるいは指定管理のところは受益者負担としながらも、町が持つ分についてはきちっとその分をかぶると言えばおかしいですけれども、理解してあげる。これが高齢者に対する施策ではないでしょうか。行く行くは医療費に跳ね返っていくのです。

各繰出金を町は持っています。国民健康保険特別会計だとか後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、それぞれかかると繰出金に跳ね返っていくのです。年々増加しているではないですか。１７年間上げなかったから、今まで上げていないというのもあるけれども、分かります。ですから、高齢者に寄り添う。子どもに対して一生懸命やっているのも分かりますけれども、高齢者に寄り添ったっていいではないですか。

きちっとした数字は私も分かりませんけれども、しっかりそこら辺を考えながら、ただ、受益者負担だ、あるいは公平に取るのだという論法は分かります。

そうではなくて、政策というのは、町がどれだけ町民に対して何をするかなのです。どのようなサービスをして、町民が暮らしたい町にしようというのが、町長が言っているまちづくりではないでしょうか。

やはりそういうことを考えれば、結果的には医療費に跳ね返ると本人も大変、パークゴルフの料金も上がって、調子が悪くなっても行くのを控える。そして医療費も上がる、本人負担も多くなる、町の繰出金も多くなる。いいことはないのです。そういうことを考えた場合、寄り添ったっていいではないですか、何％か分かりませんけれども、段階的に寄り添ったっていいではないですか。

私は、令和７年ベースに戻せとは言っていないのです。今年度、料金改定がスタートした料金について、１施設、２施設のシーズン券について、このベースで据え置いたらどうですかと言っているのです。それが、ひいては医療費に跳ね返ったり、本人の介護予防につながっていったりするのではないですか。そういう優しい寄り添い方はできないのですかと聞いているのです。そこら辺、もう一度、町長に考え方をお願いします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　パークゴルフ場の件でございますけれども、この値上げについては、先ほどスポーツ振興課長、教育長が答弁したとおりでございまして、民生文教常任委員会でも審議していただきながら、この料金については十分に議論いただいた中で決めてきたという経過があります。

そしてまた、どうして値上げの問題になったかといいますと、やはり議員がおっしゃるとおり、物価上昇も含めて、これまで１７年間値上げしてこなかったという部分では、町としても上げてこなかった責任があると思っております。

しかしながら、そこをただしながら、あくまで

もパークゴルフ場がきちっとした経営、運営ができなければ、もし赤字で潰してしまえば、町民の皆さんの運動する場もなくなってしまうということを考えますと、ある程度受益者負担をしていただきながら、そして、きちっとした安定運営、安定経営を目指しながら継続的に、持続的なパークゴルフ場の経営を行っていただきたいと。指定管理者とも意見交換をしながら、町としても人口減少の部分で利用者数も落ちてきている。

そして、その中できちっとパークゴルフ場の運営をしていかなければならないという中で決めてきた料金でございまして、先ほども教育長から答弁があったように、まず第１年目９，６００円で、値上げでスタート、経過措置の中の一番低い料金でスタートさせていただきましたけれども、その部分の収支が出てくるのが年末あたりになると思います。そういう部分も含めて、十分にパークゴルフ場の経営の部分を精査して、今後、９年度、１０年度という経過措置の中で、最終的には１万４，４００円という金額で決定して動いている話でございますので、この部分につきましては、今の基本方針では、この計画に沿って進めさせていただきたいという考えでございます。

ただし、先ほど教育長が言ったように、この１年目の収支を考えた上で、２年目、３年目の部分を計画どおり進めるかどうかは、再度精査していきたいと思いますけれども、いずれにしても、パークゴルフ場自体、今の物価高騰を含めて、経営自体が厳しい状況に変わりはないということでございますので、きちっとした施設運営をしていくために、この料金についてはこのまま、まずは進めさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　言い分は分かりますけれども、完全なすり替えです。私が言っているのは、令和８年度の料金で据え置いてもらいたいと言っているのです。その分、まさに指定管理者に穴が開くような話をして、赤字になったら潰れて、運動もできなくなるような物の言い方ですけれども、私が言っているのは、据置きして、その差額を町で持つのが、先ほどから言っている、寄り添ってくださいと。町が潰れてしまって、町民の生活が困りますというのなら分かりますけれども、今までいろいろな部分の中で、児童福祉にしても寄り添ってきているではないですか。ですから、この部分についても、高齢者対策として寄り添ってください。差額を町で持ったらどうなのですか、持てないのですかということを聞いているのです。

パークゴルフ場を赤字で潰したらとんでもないとか、今まで１７年間上げていないという議論ではないのです。私が言っているのは、令和８年度の料金で据置きでやってください。１０年後も９，６００円。１０年後は、本来であれば１万４，４００円でしょうけれども、９，６００円でやってくださいという話を私はしているのです。その差額については町で寄り添ってもらえませんかと言っているのです。

それをいろいろあれしますと、決まったことはやらなければ、決まったことはやるというのはいいのです。私は全面的に、パークゴルフの料金みんなを据え置いてくださいと言っているのではないのです。７０歳以上あるいは７５歳でも、そういう対応はできるのではないですかということを言っているのです。

全部まとめて、子どもから高齢者まで、パークゴルフをする人は、シーズン券を買ったら、据え置いてくださいという話は一言も私は言っていないのです。７０歳あるいは７５歳、７５歳は医療費だって１割ではないですか。そういうように高齢者に寄り添った負担というものは、パークゴルフのこういうものの中に、自ら運動をしながら健康を維持しているということを考えれば、やはり公益上に必要な対策ではないですか。私は、ここら辺をもう一度、町長に問いたいと思います。とにかく寄り添ってください。お願いします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　パークゴルフ場の運営については、先ほど述べたとおりでございます。老人クラブ連合会だとか、大会につきましては、介護予防だとか健康、福祉という位置づけで、町のほうも大会助成だとかというものでバックアップし

ている状況にもあります。

パークゴルフ場の使用料につきましては、町全体の使用料、手数料も含めて、町民の方々に、それぞれの受益者負担というものを求めているというのが現状でございまして、特にパークゴルフ場については、先ほど述べたように、今後も継続してサービスを提供していけるような体制を組むという前提の中で、幾らだったら運営していけるのかということを十分に審議して決めた料金体系でございますので、まずはこの料金体系で進めさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　もう一度確認しますけれども、堂々巡りになるかもしれませんけれども、そうすると、町長が言わんとしているのは、８０歳でもこの料金を払いなさいということなのですね。８５歳でパークゴルフをやっている人はいるのです、現実に。そういう方々も、この料金設定をしているのだから、町民は皆平等だから払ってくださいと。こういう人方に対しても、高齢者対策として、公益上を考えた場合、寄り添うことが必要だということは考えない、そういう受け取りでいいですね。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　そういう冷たいということではなくて、あくまでも受益者負担の部分で、パークゴルフ場の使用料につきましても、シーズン券という形の中で、何回行ってもこの金額ということもございますし、せんだって私も老人クラブ連合会の大会に御挨拶で伺わせていただいたところ、９０歳を超える方も元気でプレーしているとことで、そういう形でこのことが励みになって、確かに健康寿命を高めるという意味で、議員がおっしゃるとおり、健康増進のためにはすばらしいスポーツだと思いますけれども、しかしながら、やはり芝の管理だとか、人材不足を含めて、きちっとした経営を進めていかなければ、持続してパークゴルフ場の経営も成り立たないと考えますので、必要最低限という形で、これは決して収益を出すためにということではなくて、収支とんとんで運営ができるようにという公設民営の施設でございますので、その部分は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　先ほど教育長の答弁の中で、１２月の収益というか、実績が出た段階で検討するとか、しないとかと聞いた。課長か教育長かどっちか分からないですけれども、そこら辺の答弁をもう一度お願いしたいのです。

○議長（木下　敏）　教育長。

○教育長（悟桜　司）　昨年、条例で料金を上げさせていただいたときの計画がございます。それで、今年かかる経費がこれぐらいだろうという中で、受益者負担と町の負担がどのぐらいになるかという計画の下でやっております。それは、令和８年、令和９年、令和１０年ということで、それぞれ収支はこれぐらいだろうという見込みの中でやってございます。

去年、計画したときには、当然物価が上がるだろうということで、上昇分も加味しながら、支出分はこれぐらいに対して応分の受益者負担がこれぐらいにならないと収支の均衡が取れないだろうという計画の下、去年、料金の値上げをしたというのが現実でございます。

その中で、考えられるとしたら、今年度の収入の実績を見ながら、支出がどのぐらいになっているか、来年度の予測として、収入を落としても、町からの委託料を含めて、業者がやり切れるかどうか、施設の管理を十分できるかどうかというところも勘案しながら、少し数字を見ながら、検討できる範囲で想定してみたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　この問題については、私の考え方と平行線ということで。

私は、全く高齢者対策の視点ではなくて、指定管理の視点から見ていると。これでは、高齢者の健康の部分は難しいという感じはしているのですけれども、これについては、またいろいろやりたいと思います。

次に、２番目の企業誘致対策についてでございます。

施政方針の２２ページには、「豊かな水源や優れた交通利便性を戦略的に発信し」という、「新たな雇用の創出と経済の活性化を図る」、最後のほうには、「大手企業の撤退等に伴う後継企業対策に取り組む」といったようなものがありまして、現在、最先端の半導体については、熊本だとか千歳、こういうところに集約されているということで、これからの企業というのは、みんなそういうところに集まるといいますか、運搬等のリスクを少しでも軽減しながら、効率的な企業活動といったことを考えている一方、そういうところに集まるということになれば、全国的にそうでしょうけれども、人口減に拍車をかけるということになるのです。

人口減、七飯町も、国勢調査の速報値で２万６，９６６人で、１０年前より１，１５４人減った。確実に減りが現れているということなのです。そうなるとどうなるかというのは、まず１番目に税収の減です。それから、地域の購買力が低下してくる。そういう機運になるとだんだん落ち込んでいく。その町あるいはその地域が落ち込んでいく。

今、大沼も厳しい環境に置かれているということで、これについて、町長は施政方針の中で、連携を取りながらやっていくのだという話ですが、私は、そこら辺も大切ですけれども、七飯町というのは西洋農業の発祥の地なのです。１５０年超えている。そういう地の利を利用して、例えば農産物の研究所だとか、そういうものを誘致して、核としてしっかりつかまえながら、関連のものを呼び込む。なかなか今、企業に来てくださいと言っても難しいのではないかと思うのです。

そういう意味で、町長の企業誘致に対する考え方がしっかりあるのかどうか、連携すれば、確かに情報だとかが入ってきますからいいですけれども、それだけではなくて、七飯町の歴史的なものを考えた場合、だんだん温暖化に伴って農作物が北上してきているということを考えれば、七飯の南斜面、あそこら辺を研究所に提供しながら、いろいろな対策を研究してもらうということを私は考えてもいいのではないかと思うのです。そこら辺をどういうふうに……。

大体、峠下とか中島だとか、中野だとかといろいろしていますけれども、それにこだわらないで、あるいは業種にこだわらないで、新たな企業誘致というものを考えているのかどうか、そこら辺をまず教えていただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　今の御質問でございますけれども、今後は、議員の御質問にもありましたとおり、従来の特定の大型工場に依存するという構造から脱却して、時代に即した多様な産業の誘致、育成を図っていくというのも時代のニーズに即した多角的な考えであると認識しています。

議員がおっしゃった西洋農業発祥の地に基づく研究所の誘致ですとか、例えば、高速道路交通網のこれからの進展を見据えて、東日本・北海道を結ぶ新たな物流拠点になるような施設の誘致であったり、当町が誇る豊かな農業基盤、道の駅なないろ・ななえなどの発信力を生かして、ＨＡＣＣＰだとかを目指す高度な食品加工業の誘致ですとか、そういうことが時代の多様化によって求められている業態でもありますので、そういうことも視野に入れながら、今後誘致を積極的に進めていければと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　議場で企業誘致の議論はするのですけれども、なかなか目に見えてこないというのが実情ではないかと思うのです。

そこで、確認したいのですけれども、七飯町の場合、七飯町企業誘致専門委員設置要綱というものがあって、町内企業の経営者を委嘱して活動してもらうということになっているのです。

活動してもらって、いろいろな情報を得た場合は、２番目に、七飯町企業立地検討委員会規定というのがあって、庁舎内の管理職、企業誘致の総合的な調整を図るということで、誘致企業の適否や審査をするのだと、庁舎内の話が通れば、七飯町の企業立地促進条例で書いている様々な優遇措置であるとか、そういったものを展開していくと

いう一つの流れですけれども。

その中で、七飯町企業立地検討委員会規定の中で、私はちょっと気になったのは、委員長が副町長なのです。今、副町長がいない。ほかにも役場の規定に名前が出ている委員会というのは、労働安全衛生委員会とか懲罰だとか、いろいろなものがありますけれども、委員長はほとんどが副町長になっている中で、町長が２期目に就任してから不在だということになれば、これはちょっと。私は、速やかに選任されて、議会で同意して、活動すると。副町長の業務というのは町長の補佐、職員の事務の監督、政策の企画立案というようなことが業務になっておりますけれども、ここだけをみれば目詰まり、ほかのものもあると思うのですけれども、なぜ副町長を置かないのか、そこら辺の考え方を町長、教えてください。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今、田村議員の御指摘にあるように、企業立地検討委員会を含めて、副町長が委員長という組織が大分ございます。

また、企業誘致、立地の問題ですが、議員が御指摘のとおり業種にこだわらず、全方位で七飯町に関心のあるところ、七飯町の地域資源、水資源だとか交通インフラとか、西洋農業発祥の地で、様々な野菜が生産されているということを含めますと、そういう研究所あるいは食品加工というか、野菜を活用した食品製造という部分も考えられるかと思っております。

そういう意味で、誘致する地域を含めて、土地の用途地域もございますので、来れる場所、来れない場所はありますけれども、今現在、町の工業団地としては、中島の工業団地と、峠下流通団地についてはほとんど埋まっているという状況でございますので、民地も含めて、可能な工業地域を優先した形で、全方位で、七飯町に誘致を考えている企業に関しては、私も含めて、企業誘致には、今現在も情報があれば伺っているところでございますし、今現在稼働している七飯町の企業の中にも、工場の増設なども検討しているところもございますので、そういうところも含めて相談しているという状況でございまして、七飯町周辺の交通インフラ整備もこれからどんどん進んでまいりますし、大手の工場の撤退という整理の部分もございますので、大きな部分を含めまして、北海道や国に相談しながら、今現在も企業とも相談をしながら、次に向けてどうするかということは相談をしているという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　そうすると、副町長はいつ置くのですか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　早ければということですけれども、例規集の４３０ページには、七飯町副町長の定数を定める条例というのがありまして、地方自治法第１６１条第２項の規定に基づき、副町長の定数は１人とする。これは、基本的には必要だ。原則、設置しなければならないという趣旨なのです。置かなければ駄目なのです。置かなければ駄目なのに、就任して速やかに体制づくりが必要にもかかわらず半年も、早ければですから、もっと遅れるかも分からないのです。そうなれば、はっきり言って条例違反になる可能性があるのではないかと思うのです。

なぜかというと、町民から５月にはどうなのだ、６月にはどうかなという声は聞こえていましたけれども、定例会には出るのではないかみたい

な話を私はしていたのですけれども、早ければ９月だとかになってしまうと、条例改正あるいは規定の改正だとか、いろいろなことをしなければ駄目なのではないですか。６か月も投げていていいのですか。議会にも何も説明がないのです。議長、何とかしてください。

○議長（木下　敏）　今、田村議員の一般質問の中で、副町長充て職の各委員会のことも、それがどうなのかということもありますので、答弁調整ということで、議会運営委員会を開いてください。

暫時休憩いたします。

午前１１時００分　休憩

午後　１時５４分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

田村敏郎議員の一般質問に関わる理事者の答弁について、議会運営委員長の報告を求めます。

中川委員長。

○議会運営委員長（中川友規）　田村敏郎議員の一般質問に関わる理事者の答弁について、議会運営委員会において協議した結果、理事者より、副町長の未選任及び各種委員会の委員長等における事務処理の解釈の正確性を各関係機関に確認するため、６月２２日まで精査したい旨の申出がありました。

よって、６月２２日１０時まで延会することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

延　会　の　議　決

○議長（木下　敏）　お諮りいたします。

議会運営委員会の報告のとおり、６月１９日から６月２１日までは休会といたし、６月２２日まで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、６月１９日から６月２１日までは休会といたし、６月２２日まで延会することに決定いたしました。

延　会　宣　告

○議長（木下　敏）　これをもちまして、本日の会議は延会といたします。

お疲れさまでした。

午後　１時５６分　延会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員